

愛知県あいくる材率先利用方針

第1章 総則

(目的)

第1 この愛知県あいくる材率先利用方針（以下「方針」という。）は、愛知県リサイクル資材評価制度実施要領第21条に基づき、愛知県が発注する公共工事（以下「工事」という。）で、愛知県リサイクル資材評価制度で認定されたあいくる材の率先利用を進めるため、その方法等を定めることを目的とする。

(方針の適用)

第2 工事に携わる県の職員、設計の受託者、工事の請負者など、工事に携わるすべての者は、この方針に基づいて工事が実施されるように努めなければならない。

- 2 設計の委託、あるいは工事の発注をする場合は、方針に従って実施されるよう、特記仕様書等にこの方針を位置づけなければならない。
- 3 あいくる材は、工事標準仕様書等の品質基準に適合しているものとして取り扱うこととする。ただし、評価基準で用途範囲を定めているものは、その範囲とする。

第2章 資材の率先利用方針

(使用上のグループ区分の設定)

第3 あいくる材を工事で円滑に率先利用するため、あいくる材について以下の使用上のグループ区分を設定する

AAグループ：他のグループの資材よりも優先して率先利用を図る資材

Aグループ：一般使用資材として率先利用を図る資材

Bグループ：特性を把握した上で積極的な利用に努める資材

Cグループ：個別に利用方針を定める資材

- 2 各資材のグループ区分は、別に定める愛知県リサイクル資材利用検討委員会（以下「利用検討委員会」という。）で審議する。

(使用上のグループ区分の見直し)

第4 納入実績、価格の調査及び工事の発注機関等からの報告等を基に各あいくる材の使用上のグループ区分を年に1回見直しすることができる。

- 2 前項のグループ区分の見直しは、利用検討委員会で行う。

(AAグループと区分されたあいくる材の利用方針)

第5 AAグループと区分された資材は、県施設から経常的に発生する再生資源を利用しているため、他のグループの資材よりも優先して率先利用を図ることとする。

- 2 工事の設計、積算を行う者は、AAグループと区分された資材が使用可能なときは、原則として、あいくる材を指定することとする。
- 3 請負者は、設計図書であいくる材の指定が無い場合においても、AAグループに区分されたあいくる材に代替できる場合は、監督員の確認を得て、積極的に使用に努めること。

また、請負者は、設計図書であいくる材が指定されている場合で、その入手が困難な場合は、他のあいくる材又は新材に変更するものとし、その旨を文書で監督員に提出し承諾を得なければならない。

(Aグループと区分されたあいくる材の利用方針)

第6 工事の設計、積算を行う者は、Aグループとして区分されたあいくる材が使用可能なときは、原則として、あいくる材を指定することとする。

2 請負者は、設計図書であいくる材の指定が無い場合においても、Aグループに区分されたあいくる材に代替できる場合は、監督員の確認を得て、積極的に使用に努めること。

また、請負者は、設計図書であいくる材が指定されている場合で、その入手が困難な場合は、他のあいくる材又は新材に変更するものとし、その旨を文書で監督員に提出し承諾を得なければならない。

(Bグループと区分されたあいくる材の利用方針)

第7 工事の設計、積算を行う者は、Bグループとして区分されたあいくる材が使用可能なときは、特性を把握した上で積極的に使用されるよう努める。

(Cグループと区分されたあいくる材の利用方針)

第8 Cグループに区分されたあいくる材については、それぞれの率先利用方針は利用検討委員会で定める。

(愛知県以外の団体がこの方針を準用して使用することについて)

第9 愛知県内の市町村等の団体が、この方針を準用して、あいくる材を率先利用することについて、これを認める。

また、その場合は「愛知県」とあるところを当該団体に読み替えて使用するものとする。

附則

この方針は平成14年4月1日から実施する。

この方針は平成18年4月1日から実施する。

この方針は平成25年8月1日から実施する。

この方針は平成26年8月31日から実施する。